

JSSスイミングスクール八尾スクール規約

(名 称)

第 1 条 本スクールはJSSスイミングスクール八尾と称します。

(位 置)

第 2 条 本スクールは八尾市久宝寺2丁目3番1号に置きます。

(目 的)

第 3 条 本スクールの目的は、教育的配慮のもと、担当コーチ制による一貫した水泳指導を行い、水泳に対する正しい理解を深め、合わせて心身の健康づくり、健全な心身の育成、スポーツの振興を図ることを目的とします。

(入会資格)

第 4 条 本スクールに入会できるものは、各コースに定められた資格に該当し、本スクールの趣旨に賛同し、規約に同意したものとします。但し、心臓病、脳疾患、癲癇または卒倒性体質者、強度の高血圧・低血圧の者、伝染病、精神病、刺青者、暴力団関係者、その他反社会的勢力関係者である場合は入会できません。また、入会后発覚した場合は会員資格を失います(除名)。

(指導日程)

第 5 条 本スクールの会員は、年間スケジュールに基づいて、コースごとに定められた曜日、時間の中で指導を受けるものとします。

(休校)

第 6 条 本スクールは、施設整備、その他やむを得ない事由が発生した場合には休校することがあります。その場合、振替授業は行いが会費の返還は原則として行いません。尚、台風、大雨、強風、雷雨、降雪等悪天候時警報が出た場合や、地震・火災等災害時、集団伝染性疾病発生時及び行事等により臨時休校する場合があります。その場合は、原則として振替授業は行いません。また会費の返還も原則として行いません。

(指導内容)

第 7 条 本スクールは、各クラスに応じた指導要項及び細目を設置します。指導要項および細目に基づく個別的、具体的指導方法は、主任コーチ及び各コーチが決定します。

(入 会)

第 8 条 入会希望者は別に定める入会申込書及び金融機関預金口座振替依頼書に必要事項を記入、捺印し、入会金、年会費、2ヶ月分の月会費を添えて提出します。尚、健康申告書は必ず真実を申告してください。申告内容によっては医師の健康診断書を必要とします。

(個人情報)

第 9 条 本スクールは、会員から取得した個人情報については、スクール指導管理及びスクール運営にかかわる業務以外の目的には一切使用いたしません。

(会 費)

第 10 条 (1) 毎月の会費は前納制とし、前月の25日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に金融機関より自動引き落としとします。
(2) 資金不足等で前月の25日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に会費が引き落としできなかった場合、翌月10日までにフロントにて(現金のみ)お納めください。10日までに支払いただけない場合、会費1件につき事務手数料500円(+消費税)を加算し、次月会費と合算で自動振替させていただきます。
(3) 再三の請求にも拘らず2ヶ月間未納の場合、2ヶ月末日を以て会員の資格を失います(除名)。この場合、納入していない会費等は一括して納入していただきます。
(4) 一旦納入した入会金、年会費、月会費、休会費等はその理由に拘わらず原則として返金いたしません。

(会費の改正)

第 11 条 本スクールは、会費の改正を行うことがあります。会費を改正する場合は、1ヶ月前に本スクールの掲示板等に改正される会費を掲示します。

(休会・退会・クラス変更)

第 12 条 休会・退会またはクラス変更しようとする場合は、その旨を前月の10日を期限にして所定の用紙にて届出なければなりません。但し、その日が休館日の場合前営業日とします。

(1) 休会(引続き1ヶ月以上3ヶ月以内を休む場合) 休会手数料1,500円(+消費税)を納入してください。

(2) 退会・・・・・・授業最終日に会員証(IDカード)を返却してください。

(3) クラス変更・・・・コース変更手数料200円(+消費税)を同時に納入してください。

(会員資格・権利の譲渡禁止)

第 13 条 本スクールの会員資格及び権利は他のものに譲渡できないものとします。

(会員の遵守事項)

第 14 条 (1) スクール内では、すべての職員の指示に従い、ルールを守ってください。
(2) 本スクールの秩序を守り、他に迷惑をかけないように努めてください。
(3) チームワークを守り、全校生が明朗活発なスポーツマンとなるよう努めてください。
(4) 来校時に貴重品、ゲーム、カード等や多額な現金をスクール内に持ち込まないでください。
(5) 他人の物には触れないでください。
(6) スクールの備品、建物を傷つけたり壊してはなりません。万一傷つけたり壊した場合はその賠償の責を負うものとします。
(7) 館内、プール内、更衣室、ギャラリーでのビデオ、カメラ、携帯電話での撮影は禁止します。

(除 名)

第 15 条 次の各項のいずれかに該当する場合は除名することがあります。除名された場合、会員の資格・権利を失い、入会金、年会費等は原則として返金いたしません。

(1) 本会員にふさわしくない行為のあるものは、コーチ、事務局の協議、判断により除名することがあります。

(2) 本スクール及びスタッフまたは他の会員の名誉を著しく汚したものの。

(3) 再三の請求にも拘らず2ヶ月間の会費滞納のもの。

(4) 本スクール及び他の会員に対して過度や不当な要求を行うもの。

(5) 本規約に違反したものの。

(管理責任)

第 16 条 本スクール内及び駐車場で発生した事故、盗難については、当スクールは一切の責任は負いません。但し、本スクールにおいて定めた授業時間内で本スクールの責任と認められる事故については、本スクールが加入する保険金内で補償し、それ以上の責任は負わないものとします。

(規約の改正)

第 17 条 本規約の改正は、本スクールが必要に応じてこれを行うことができるものとし、会員は予めこれに同意するものとします。尚、規約を改正した場合には本スクールの掲示板等に掲示します。

(規約の発効)

第 18 条 本規約は2019年10月1日より発効します。